

総務政策委員協議会記録

開会年月日	平成 25 年 2 月 13 日
開会時刻	午後 2 時 38 分
閉会時刻	午後 4 時 00 分
出席委員名	◎佐之井久紀 ○福井 輝夫 野口 佳子 辻 孝記
	長田 朗 中川 幸久 浜口 和久 宿 典泰
	長岡 敏彦
	杉村 定男議長
欠席委員名	
署名者	
担当書記	津村 将彦
審議議案	平成 25 年度市政運営計画（案）について
	第 2 次伊勢市男女共同参画基本計画案について
	消防本部庁舎及び防災センターの整備その後の経過について
	入札契約制度について《報告案件》
	伊勢市史近世編の刊行と市史編さん事業の完結について《報告案件》
	管外行政視察について
説明者	総務部長、総務部理事、総務課長、管財契約課長
	危機管理課長
	情報戦略局長、情報調査室長、行政経営課長、広報広聴課長
	環境生活部長、環境生活部参事、市民交流課副参事
	健康福祉部長、健康福祉部次長、長寿課長
	都市整備部参事、都市計画課長、維持課長、建築住宅課長
	消防長、消防次長 ほか関係参与

審議結果並びに経過

佐之井委員長開会宣言後、直ちに会議に入り、「平成25年度市政運営計画（案）について」、「第2次伊勢市男女共同参画基本計画案について」、「消防本部庁舎及び防災センターの整備その後の経過について」、「入札契約制度について」、「伊勢市史近世編の刊行と市史編さん事業の完結について」及び「管外行政視察について」審議され、その概要は次のとおりでした。

開会 午後 2時 38分

◎佐之井久紀委員長

ただいまから総務政策委員協議会を開会します。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立しております。

お諮りいたします。協議の方法につきましては委員長に一任願いたいと思いますが御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎佐之井久紀委員長

異議なしと認めます。

それでは会議に入ります。

本日御協議願います案件は、1つは「平成25年度市政運営計画（案）について」、もう1つは「第2次伊勢市男女共同参画基本計画案について」、「消防本部庁舎及び防災センターの整備その後の経過について」、報告案件としまして、報告案件でございますが1つは「入札契約制度について」、1つは「伊勢市史近世編の刊行と市史編さん事業の完結について」、及び「管外行政視察について」を御協議いただく予定でございます。

以上6件です。

委員間の自由討議につきましては申し出がありましたら随時行いたいと思いますので、よろしくお願いたしたいと思います。

【平成25年度市政運営計画（案）】

◎佐之井久紀委員長

それでは初めに「平成25年度市政運営計画案について」を議題とします。

本件の資料は産業建設委員会或いは教育民生委員会との共通資料でございます。

それでは当局から説明をお願いします。説明してください。局長。

●森井啓情報戦略局長

本日は委員の皆様方、何かと御多忙のところ、総務政策委員会に引き続きまして協議会をお開きいただき誠にありがとうございます。

本日御協議いただきます案件は、ただいま委員長から御案内のとおり「平成 25 年度市政運営計画（案）について」ほか、協議案件 2 件、報告案件 2 件、合わせまして 5 件でございます。

詳細につきましてはそれぞれ担当課長から御説明させていただきますので、何とぞよろしく御協議のほどお願い申し上げます。

◎佐之井久紀委員長

行政経営課長。

●大西要一行政経営課長

それでは「平成 25 年度市政運営計画（案）」について御説明いたします。

本計画案の作成に当たっては、その考え方及び構成内容について、去る 8 月 24 日及び 11 月 20 日に開催いただきました総務政策委員協議会におきまして、御協議いただいたところでございます。

このたび計画案を作成いたしましたので、本日御協議いただくものでございます。

本日の総務政策委員協議会におきましては「第 2 部 基本計画」、「第 1 章 市民自治・市民交流」、「第 5 章 防災・防犯・消防」、「第 8 章 市役所運営」について御協議をお願いいたします。

それでは資料 1、平成 25 年度市政運営計画（案）の 1 ページを御覧いただきたいと思います。

平成 25 年度市政運営計画についての考え方をまとめております。

この「平成 25 年度市政運営計画（案）」は、新しい総合計画を策定するまでの間における市政運営の指針として、基本的な考え方を取りまとめたものでございます。

伊勢市では平成 20 年度に総合計画を策定し、これを市政運営の基本として伊勢市のまちづくりに取り組んできました。

現総合計画、みんなのまちの計画の計画期間は、基本構想については期限を設けず、また基本計画については平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間と設定いたしました。

従来の考え方を踏襲するのであれば、基本計画は空白期間を設けずに継続して策定すべきものであると考えられます。

しかし平成 23 年 8 月に地方自治法が改正され、市における基本構想策定の義務付けが廃止されたことを受け、従来の総合計画が抱えていた課題を再度、検証いたしました。

そして「総合計画」「市長政策集」など、複数の大局的な考え方を示すことは、組織を運営する上における効率性、また市民へ説明する際の分かりやすさなどの点からは望ましくなく、市長の任期に合わせ、市長の考える政策を盛り込んだ計画を策定することが行政運営上、有益であるとの考え方に至りました。

このことから、11月に市長の任期が満了となる現状を踏まえて、現時点においては中長期を見据えた計画を策定せずに、平成25年度のみを期間とする「平成25年度市政運営計画（案）」を策定することといたしました。

それでは次に、この計画案の構成について御説明いたします。

第1部の「基本構想」と第2部の「基本計画」で構成されております。

第1部の基本構想については、現在の総合計画の基本構想をそのまま継承いたしております。計画期間は設けておりません。

第2部の基本計画については分野別に分類し、分野ごとの個別計画等を踏まえ、現況及び主な課題、今後の方向性、主な取り組みを記載しております。

なお主な取組については平成25年度に予定しております予算事業の中事業名称を記載いたしております。

また主な関連計画等も整理させていただき、一覧として記載をいたしております。

計画の期間は平成25年度の1年間といたしております。

次に3ページから8ページまでが基本構想となっております。現在の構想をそのまま引き継いでございます。

9ページ以降が基本計画となっております。

総務政策委員協議会におかれましては「第1章 市民自治・市民交流」、「第5章 防災・防犯・消防」、「第8章 市役所運営」について御説明をさせていただきます。

11ページを御覧いただきたいと思っております。「第1章 市民自治・市民交流」分野の見出しとなっております。

「第1節 地域コミュニティ」、「第2節 市民参加・市民活動」、「第3節 人権尊重」、「第4節 国際交流・男女共同参画」の4つの施策で構成をしております。

その下にそれぞれの施策における「今後の方向性」を、四角の枠で示してございます。

例えば「第1節 地域コミュニティ」においては「111 新たな地域自治の仕組みづくり」が地域コミュニティという施策における「今後の方向性」となりません。

12、13ページをお開きください。

12ページに「第1節 地域コミュニティ」の現況と主な課題を、13ページには今後の方向性、主な取り組みをまとめております。

第2節以降につきましても節単位で同様のスタイルで整理をいたしております。

20、21ページをお開きいただきたいと思っております。

ここでは「第1章 市民自治・市民交流」分野における主な計画について各計画の概要、計画期間、主担当課を整理いたしまして、これらの計画を体系的にまとめております。

以上「第1章 市民自治・市民交流」分野について御説明をいたしました。

また「第5章 防災・防犯・消防」分野については63ページから73ページ、また「第8章 市役所運営」分野については101ページから107ページにかけまして、同様のスタイルで整理をさせていただいております。

以上が計画案の構成についての内容でございます。

なお、先ほども御説明させていただきましたが、各節に記載をいたしております今後

の方向性の箇所、こちらの主な取り組み、こちらにつきましては平成 25 年度の予算事業名称を記載しております。

そのため 3 月定例会におきまして予算審議をいただき、議決をいただきました後、計画書としての内容を確定したいと考えております。

以上、平成 25 年度市政運営計画（案）について御説明をいたしました。御協議のほどよろしくお願いいたします。

◎佐之井久紀委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。
宿委員。

○宿典泰委員

1 点だけお聞きをしたいと思います。

私は平成 25 年度の市政運営計画の考え方というところを特に、考え方についての質問をしたいのですけれども、結果的にはこれを簡単に申し上げると、市長の任期に合わせて市政の運営計画を作っていくわけなのですけれども、構想構想や基本計画をこれから市長の任期に合わせて、市長の政策とリンクさせてやっていくという、そういう考え方なのかこれは。

◎佐之井久紀委員長

行政経営課長。

●大西要一行政経営課長

先ほども御説明をさせていただいた中でございましたが、2 つの大局的な考え方を整理させていただきたいということでございます。

◎佐之井久紀委員長

宿委員。

○宿典泰委員

2 つの考え方というところで御質問申し上げているのですけれども、結果的に私は、もっと私の考え方というのがこれとは違う話かも分かりませんが、申し上げると、実際は今まで総合計画基本構想というのは、どの方が市長になっても、やはり伊勢市の課題と将来に向けた方向性というのはやはり変わらず、その方向性の中で、課題になっていることの大きな施策ということについては、政策ということについては、それはその時々、の当選された市長が細かな政策として具体的に手法が変わると思いますから、やると思うのですけれども、方向性というのはやはりこの基本計画もそうですけれども、どの方が市長になろうが、任期云々の話ではないと思っているのですけれども、そのあたりのことを少し部長からでも御答弁いただいたら。

◎佐之井久紀委員長
局長。

●森井啓情報戦略局長

ただいま、今回の総合計画それと、今回といいますか平成 24 年度、今年度いっぱいでのみんなのまちの計画が終わりになります総合計画、それ以降の部分をどうしていきましょうという考え方、その考え方の中でできましたのが空白を作らずに 25 年度の、先ほど市長任期を経た上で改めてその段階で、考え方を整理したいということで空白期間を作らないということから、25 年度につきましては市政運営計画ということで、単年度の計画を予算とリンクした形で作らせていただきました。

事務方といたしましては、これまでの検討の経過中、また他市の状況等も踏まえた上で、基本計画 4 年とか 5 年とかで定めているケースが多くございますけれども、それくらいの中期的な計画でありますと、市長任期と合わせていったほうがかえって、先ほど、私共で言いますとやさしさプランでありますとか、総合計画でありますとか、そういうものとの整合性も踏まえた上で整理をしづらく進捗管理していきたい、管理もしていきやすい、そういう意味合いで市長任期に合わせた形で、特にその基本計画分野については 25 年度以降、25 年度の新たな体制になってから、再度協議をした上で事務方の意見としてはそういうふうに進めていきたいというふうに考えております。

ただ、これまでも申し上げておりますように、あくまでその時点の総合計画に対する考え方につきましては再度、協議をしていかなければならないと思っておりますので、ただいまの段階では確定したものではない、ただ事務方としてはそのような形で進めていくのが今後の計画行政の中ではいいのではないかと、そういうことを申し上げているということで御理解賜りたいと思っております。

◎佐之井久紀委員長
宿委員。

○宿典泰委員

事務方としてという言葉がたくさん出たので、そういうお話でさせていただくと合併をしてみんなのまちの計画というのが、どの方が市長になるということを想定して書かれたものではないわけです。

どの方が市長になられても、どの方がトップになられても、首長になっても今の伊勢市の課題と方向性というのはこういうところだろうと。

それは歴代積み上げられてきた伊勢市の計画というのか方向性のことを、やはり同じような面も出されながら作られたものだろうとこう思うのです。

そういうことが今、事務方がやるべき話であって、市長の任期に合わせてこの計画を作り替えていくのだということになると、これは変な言い方をして申し訳ないのだけれども、今年 11 月に選挙がある。

その時に新しい方が出た時に、また新しい市政運営としての方向が出た時に、計画を練り直すという話になるのかということです。屁理屈を言うと。

そうではなくて、やはりこの基本計画というのは、今もうここにいろんな課題として挙げられているわけじゃないですか。その課題を克服するために、将来どういうことを最低、今の現状としたらやるべきかということがあって、そのことというのは別に市長の任期云々といって、ここに書かれているから非常に噛み付く話なのですけれども、問題ないわけですよ、そんなことは。それはどなたがどういう状況になっても、今、伊勢市にある課題というのは大体お分かりなわけですよ。

ただ、そのことを、課題を解決する手法というのは、政策・施策というのはやり方があるのでしょうか。順位が。

5つの課題があったら、4番目を私はこうしていきたいということと言われてやるわけですから。

どうもここに書かれているという考え方については腑に落ちないというのはそこらへんなのですよね。

すっとんやっぱり胸に落ちないというのはそういうことです。初めてこういう書き方をされているのかな。

特に事務方、事務方と言われるけれども、余計事務方の方が書いたとすると、25年の11月に市長の任期の満了になると。現状を踏まえて現時点においての中長期を見据えた計画を、基本計画を策定すると。行政運営の効率上、あまり望ましくない判断云々というようにいろいろ書いてありますけれども、本当にそうなのだろうかということを非常に思うわけです。

そのあたりをお聞きしているわけです。

◎佐之井久紀委員長

局長。

●森井啓情報戦略局長

文章表現はともかくといたしまして、現実の対応といたしまして、例えば三重県でありますとか松阪市でありますとか、その首長さんが代わった段階で新たな長期計画を作り直しているという経過もございます。

そういうことを踏まえた上で考えた時に、私共今回、この提案させていただいておりますのは、その現状それから課題、今後の方向性のような格好で、そうすると、主な取り組みというのは先ほど課長が説明申し上げましたとおり、平成25年度に予定させていただいております事業を挙げ連ねておりますけれども、現状認識、それから課題、今後の方向性というのは、この25年度の市政運営計画ということで単年度の計画を提出させてもらってはおりますけれども、25年度の予算事業で全て解決するものとは思っておりませんし、これまでの分野別の計画の体系を整理した上で、そこのところを拾い上げた上で、こういう課題等々の認識をした上で、それからそのものをもって、25年度の11月といいますか、26年度以降といいますか、今後改めて総合計画をどうしましょうとい

うこの考え方を整理する時の土台を作っていきたいということも含めて、今回の整理をさせていただきます。

文書表現の中で、市長任期に合わせる云々かんぬんとか、そのへんのところにつきましてはちょっといろいろ考え方があろうかと思っておりますけれども、その任期に合わせた上での中長期計画を作っていく土台としての考え方を示させていただいているということで御理解いただきたいなと思っております。

以上でございます。

◎佐之井久紀委員長

宿委員。

○宿典泰委員

僕が聞きたいところはほとんど答えていただけてないと思うのです。

空白期間を設けずにとというのはもうそのとおりです。それはいろんなことが想定されるわけですから、政治の世界ですから。

その時に事務方としてやるべき話は、きちんとした空白がないように、ない状況で計画をちゃんと練っていて、それに基づいて予算化をしていくということになります。

今回のこれでいくと、この25年の1年間の分というのは、今度予算が審議される、予算がまだ決定もしていないけれども、これだけ認めて、これと同時にその予算も認めていくということになると、ほとんどやっぱりそれは、市長の政策予算もきちんと認めるということになってしまうと思うのですね。

そういう色合いで物事を決めてしまうということはどうなのかな。特にこの物事というのがこういう基本計画であるとか、大きな課題についてですよ。

それはいかがかたと僕は思っているわけです。それはもう何度お話してもそうだと思うのですが、部長との認識の違いというのか、あるかも分からないのですが、私はもう、どの方がどういう状況にあらうが、やはり伊勢市の課題というのは同じように持たれていると思います。

先ほど申したように政策や施策という手法が違うということはあるかも知りません。それはその時々市長が、やはり政策予算としてきちんと予算化をすれば済む話であって、そこにやはり今までも総合計画の中に濃淡が出たわけです。

非常にここらへんは、その時々市長が非常に強く思っているから予算が厚く付くのだなと。そうでなければ、薄く付くということになると。そのあたりでいいのではないかなと思っているわけです。

だからこのあたりの文章は、非常に僕は気に入らないというのか、何でこういうことをわざわざ書くのだろうということを申し上げているのです。

◎佐之井久紀委員長

局長。

●森井啓情報戦略局長

市政運営計画の考え方のところについての文章表現につきましては、委員仰せのところにつきましてはちょっと考え方はいろいろとあろうかと思っております。

ただ、この今回の25年度の単年度の市政運営計画、それとそれ以降の中長期的な総合計画をどうしていくのかという部分については御理解いただきたいなという部分がございます、先ほど来申し上げておりますように、基本構想というのは20年の3月に議決をいただきまして、今、期限を定めずにありますのでそのまま生きておりますし、今回、冒頭の部分で付けさせていただいております。

この基本構想についての議決の要件というのが、地方自治法上の要件というのが23年の8月1日施行の地方自治法の一部改正でなくなったということから、態度をどうしていきましようかということを含めて若干の時間いただいて、今回、25年度に空白をつくらぬ意味合いから単年度の計画を作らせていただいたということは御理解いただきたいと思っております。

今回の単年度の、今回のこの作り込みでございますけれども、単年度であるが故に予算とリンクをさせていただいたということもあって、この時期に予算の事業名称を出しながら出すのはいかがかなということもあったわけなのですけれども、理解していただきやすい、それからイメージしていただきやすいという観点から、あえて事業名称を主な取り組みということで書かせていただいております。

今後、想定いたしております、それ以降の中長期的なもの、それが5年ものなのか4年もののかは分かりませんが、その任期に合わせて4年なら4年で考えていきたいという考え方の中には、これをどう細かい事業なり、そのへんのところは決まっているわけでもございませんので、そのへんのところは今後、整理をさせていただきたいと思っておりますし、市長の考え方という部分での、この現況、課題、方向性の部分についてはこれをたたき台に、ある意味普遍的なものを、それと市長の思惑の中での色付けの濃いもの、そのへんのところを調整した上でのものを作っていきたいというような考え方で今、25年度11月以降についての総合計画についての考え方を持っているところでございますので、御理解賜りますようお願いいたします。

◎佐之井久紀委員長

宿委員。

○宿典泰委員

それではちょっと質問を変えます。

この基本計画を策定、1年間するというところで、これが同意をいただいた時点でみんなのまちの計画というのは、その時点で廃止ということになるのですか。ちょっとそのあたりのことをお聞かせください。

◎佐之井久紀委員長

局長。

●森井啓情報戦略局長

みんなまちの計画の基本計画期間というのは、24年度末をもっていったん計画期間を終了しますので、基本計画の分野につきましてははいったん終了するというふうに理解をいたします。

先ほど申しあげましたように、基本構想の部分や、今回この冒頭のほうに上げさせてもらっている部分につきましては、当初の議決の段階で基本構想の期間を設けずに、社会経済情勢の変化の時に見直すというふうにさせていただいておりますので、それにつきましては構想そのものは生きている。

25年の11月以降、改めて今後の総合計画を考えていく段におきましては、基本構想についての議決の要件とか、どのような格好で議員の皆さんの御同意をいただいているのか、そのへんの手続論も含めて考えていかなければならないというように考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

◎佐之井久紀委員長

宿委員。

○宿典泰委員

みんなのまちの計画はこの時点で廃止をされるということの認識でよいわけですね。

それでお話すると、みんなのまちの計画は一旦終了ということになったら、その終了の評価と課題の解決の評価というのはきちんと、やはりこれの新しく作るこの案とは別に、その評価をちゃんとしたものを出してもらわなければいけないと思うのですけれども、それはいつごろ出していただけるのですか。

◎佐之井久紀委員長

局長。

●森井啓情報戦略局長

みんなのまちの計画につきましては、20年の3月に議決いただいて、25年の3月までの計画期間として進めてまいりました。

その中ではそれぞれの章立てのところに、目標とすべき指標等を押さえておりますので、そのアンケート等を整備した上で今、取りまとめております。

その指標だけでなかなかこの5年間の計画期間中の評価はできるかどうかということにつきましては疑問でございますけれども、しかるべき時期に、25年11月以降、新たな総合計画を作るにおきましては、そのへんのところを踏まえて作っていかねばならないと考えておりますので、今、時期につきましてはちょっと明言は避けさせていただきたいと思っておりますけれども、それらの評価した上で進めていきたい、そのように考えております。

◎佐之井久紀委員長
宿委員。

○宿典泰委員

それでは、私共は総務ですから12ページのところでちょっとお聞きをしたいのですけれども、例えば第1節に地域コミュニティというのが現況のことが書かれております。

左の下段に主な課題というのが上がっています。だから地域コミュニティの現状があるけれども、その課題というのはこの3つだということを示されていると思うのですけれども、これを解決するために右のページの今後の方向性というところへいくのだらうと。

この方向性を、課題を解決すれば、左の主な課題の解決になるのだと、こういう理解をさせていただいてよろしいのですか。

◎佐之井久紀委員長
課長。

●大西要一行政経営課長

主な課題につきましても単年度で、先ほど局長のほうからも御説明がありましたが、単年度で全て解決できるものではないものもあろうかと思えます。

ただ取り組みを進める上でその方向性に向かって取り組みを進め、主な課題の解決に向けていくという考え方でございます。

◎佐之井久紀委員長
宿委員。

○宿典泰委員

そうしますと、私たちは総務ですから今、1・5・8ですか、8章ということになりますけれども、ほかの項についても今言ったような理解をさせていただいてよろしいということですね。

◎佐之井久紀委員長
課長。

●大西要一行政経営課長

同じような考え方で整理をさせていただいております。

◎佐之井久紀委員長
他にありませんか。

それでは自由討議に入りますが、ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

よろしいですか。

御発言もないようでございますので「平成 25 年度市政運営計画（案）」につきましては、この程度で終わります。

10 分間休憩します。

休憩 午後 3 時 04 分

再開 午後 3 時 13 分

◎佐之井久紀委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

【第 2 次伊勢市男女共同参画基本計画（案）について】

◎佐之井久紀委員長

次に「第 2 次伊勢市男女共同参画基本計画（案）について」を議題とします。

当局、説明をお願いします。市民交流課副参事。

●鈴木光代市民交流課副参事

それでは第 2 次伊勢市男女共同参画基本計画（案）について御説明申し上げます。

第 2 次伊勢市男女共同参画基本計画（案）につきましては、現行の計画の計画期間が今年度までであることから、男女共同参画審議会に対し諮問を行い、今年度中の策定に向け取り組んでいるところでございます。

昨年 11 月、審議会から中間案の提出がありましたので、それをもってパブリック・コメントを実施することとし、平成 24 年 11 月 20 日に開催された総務政策委員協議会において、計画（案）の概要及びパブリック・コメントの実施について御説明させていただきました。

その後、11 月 26 日から 12 月 26 日までの 1 ヶ月間、パブリック・コメントを実施したところ、お一人の方から 7 件の御意見をいただきました。

提出いただいた御意見を踏まえ、審議会において再度御審議いただき、去る 2 月 7 日、審議会会長から市長に対し答申をいただいたところでございます。

本日はパブリック・コメントの実施結果と、審議会からいただいた答申の中でどのように反映されているかを御説明申し上げます。

資料を御覧ください。

まずパブリック・コメントの実施結果でございます。

市内の公共施設や市のホームページに掲載し、11月26日から1ヵ月の期間を設定し、市民の皆様の御意見を求めましたところ、お一人から7件のご意見をいただきました。

提出された御意見を審議会にお示しし、再度、中間案を御検討いただきました。資料の1ページ、2ページにまとめてございます。

御意見に対して、より男女共同参画を強調するため、原案どおりとしたもの、御意見はもったもであるけれども基本計画書として全体を見渡したなかでは具体的過ぎるもの、また、施策の方向性の各項目に担当課を明記すべきという御意見には、あらゆる分野で取り組む必要があることからあえて記載しないという判断で原案のとおりというふうにしております。

結果的に7件のうち2件に関連して、計画（案）を4ヵ所修正しました。3ページ以降に＜修正前＞、＜修正後＞と対比して記載してあります。

1点目は、本文と資料の表を関連付けるための文言を追加しました。

計画策定の背景として、国際的に見た日本の女性の参画状況を示すため、様々な指標により男女格差を数値化し、国別にランク付けした表を用いております。3ページのとおり、世界の動きの末尾に2行を追加しました。

2点目は、いただいた御意見の中でも触れられておりますが、男女格差を測る指数であるジェンダー・ギャップ指数について、2012年の数値が発表されましたので、最新のものに変更しました。それが4ページ、5ページでございます。

3点目、4点目は、防災の視点について特に追加するよう御意見をいただきましたので、修正するものでございます。

6ページに記載のとおり女性の視点の必要性や参画を進める記述を追加し、それに伴いその後の文章の文言を修正しております。

計画（案）の修正箇所は以上でございます。

審議会から答申を受けたものを市の基本計画として最終確定し、市民の皆様や関係機関に広く周知し、計画に掲げた目標に向かって共に取り組みを進めていきたいと考えておりますので、委員の皆様におかれましても御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

以上、第2次伊勢市男女共同参画基本計画（案）についての御説明とさせていただきます。よろしく御協議賜りますようお願いいたします。

◎佐之井久紀委員長

ただいまの説明に対しまして、何か御発言はございますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎佐之井久紀委員長

発言もないようでございます。

それでは自由討議に移りますがございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

発言もないようですので「第2次伊勢市男女共同参画基本計画(案)」につきましてはこの程度で終わります。

【消防本部庁舎及び防災センターの整備その後の経過について】

◎佐之井久紀委員長

次に「消防本部庁舎及び防災センターの整備その後の経過について」を議題とします。

本件の資料は、産業建設委員会との共通資料でございます。

それでは、当局から説明をお願いします。消防本部総務課副参事。

●坂口典生消防本部総務課副参事

説明に先立ちまして資料3-1、2ページ5の訂正をお願いします。

誠に申しわけございません。御詫びを申し上げます。正しくは道路面積が854.28平方メートル、法面積が695.28平方メートルでございます。

それでは御説明いたします。

消防本部庁舎と防災センターの整備につきましては、平成27年度末の完成に向け基本設計を進めているところでございます。

今回、御報告いたしますのは、その基本設計案の概要及び今後のスケジュールでございます。

資料3-1、1ページを御覧ください。

計画の概要は、消防本部庁舎棟、車庫棟、防災センター棟を一体として建設するもので、階数は4階、面積は3棟合計で約6,100平方メートル、消防本部庁舎と防災センターは免振構造、車庫は耐震構造としております。

3棟の配置につきましては資料3-2、1ページ、配置図のとおり、国道23号から取り付け道路に面して消防本部庁舎棟、車庫棟を配置いたします。

次に各階の用途等を御説明いたします。

資料3-2、2ページ、1階平面図をお開きください。

事務室は警防隊、救助隊、救急隊の執務室です。災害時には出場準備室で防火衣、感染防止衣などを着装して車庫の消防車、救急車で出場します。

車庫の一部に救急用の消毒室、トレーニング室、倉庫等を設けています。

防災センター側は災害物資備蓄倉庫となります。災害時には災害用物資集積拠点と考えております。

3 ページをお開きください。

2 階は職員の仮眠室、休憩室等で、車庫の一部が中 2 階の資機材倉庫となります。

防災センター側は研修室で、各種防災研修、救命講習に使用し、災害時には防災関係機関等の活動拠点として考えています。

4 ページをお開きください。

3 階は総務課、消防課、予防課の事務室等になります。

車庫の屋上を火災、救助等の訓練場とするため、訓練塔部分が 3 階、4 階となります。

防災センター側は防災体験学習室として、映像コーナー、煙・消火・地震体験コーナーなどを検討しているところです。また災害時には、緊急消防援助隊の活動拠点と考えております。

5 ページをお開きください。

4 階は 119 番の受信、出場指令等を行う通信指令室と仮眠室等となります。通信指令室の隣の作戦会議室は、次回の通信指令システム更新の設置場所となります。

防災センター側は防災多目的ホールで、災害時には市の災害対策本部第 2 指令塔と考えております。

資料 3-1、2 ページにお戻りください。

付帯設備として太陽光発電設備、約 100 時間の連続無給油運転可能の非常用自家発電、自家給油取扱所、100 立方メートルの耐震性貯水槽を計画しております。

自家給油取扱所につきましては、平常時の消防車両への給油及び災害時の燃料ストックを考えております。

次に用地でございます。

資料 3-2、9 ページを御覧ください。

緑部分が消防用地で 2,699.98 平方メートル、法面が 695.28 平方メートル、道路が 854.28 平方メートル、合計 4,249.54 平方メートルとなります。

用地につきましては昨年 4 月 24 日に開催いただきました総務政策委員協議会で御報告させていただきましたとおり、土地所有者の財務省に無償借用も要望し協議を重ねてまいりましたが、用地買収との回答をいただいております。

その後、買収方法、価格等について更に協議を重ねました結果、法面、道路部分を含めての購入となりました。

購入価格につきましては津財務事務所から土地鑑定を踏まえた時価とする考えが示され、現在、土地鑑定評価と併せて津財務事務所と協議、調整をしているところでございます。購入は新年度当初を予定しております。

10 ページをお開きください。

今後のスケジュールでございます。

表の上段の建築工事につきましては、現在行っています建築設計を年内に終わらせ、26 年 6 月頃から 27 年 12 月の約 17 ヶ月を工事期間と予定しています。

体験学習施設につきましては特殊な設備であることから、別途に設計・施工を行う予定でございます。

造成は平成 25 年度の工事を予定しております。

また庁舎建設に併せて、消防救急無線活動波デジタル化整備及び通信指令システム整備を行います。

11 ページをお開きください。

平成 24 年 6 月に完成しました、県内で最も新しい鈴鹿市消防本部庁舎との比較でございます。御高覧ください。

以上「消防・防災センターの基本設計案の概要及び今後のスケジュール」の御説明をさせていただきました。

なにとぞ御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎佐之井久紀委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

辻委員。

○辻孝記委員

ちょっと何点か聞かせていただきたいと思いますので、お願いいたします。

まず附帯施設の関係で太陽光発電を用意、考えておられるということで、非常用自家発電設備、これは 500 キロということで出ておりますが、太陽光発電でどこまで賄えるのかなというふうにとちょっと不安がありまして、15 キロワット程度ということですが、この程度で実際、何かあった時に庁舎として賄えていけるのかどうか、まずお聞きしたいなと思います。

◎佐之井久紀委員長

課長。

●中上雅弘建築住宅課長

太陽光発電につきましては、図面を見ていただきまして資料 3-2 の 6 ページでございます。

屋上の部分を予定しておりまして、屋上の部分につきましても、屋外キュービクルとか室外機の置き場等、いろいろ置き場を予定しております。

その中で、できる範囲の、この屋上の部分でできる範囲の太陽光パネルということで、現在のところ 15 キロワットを想定しております。

その 15 キロワットにつきましては、この施設を賄うということではなく、環境に配慮したというそういう方向で設置をさせていただくものでございまして、この非常時のということで設置をさせていただいているということではございません。

◎佐之井久紀委員長

辻委員。

○辻孝記委員

分かりました。

そうしたら太陽光に関してはそういう意味合いのものだということで理解させてもらっておきます。

あと、平面図等を見せていただきますと、防災センターと本部庁舎との区切りがあるわけでございますけれども、用途というか使用目的等も当然変わってくるかと思えます。

本部庁舎の方は当然、職員と消防としての機能を最大限生かすという部分が目的であろうかというふうに思っております。

今回の場合は併設をしております壁で仕切っているという状態でありますけれども、この各階、1階はあれですけれども2階・3階、3階・4階に関しましては、2階もそうか、3階・4階に関しましては実際、研修室とか多目的学習室等がありまして、市民がそこを使われるという部分があるかと思うのですね。

そのところで、消防本部庁舎との関わりの中で通路がありまして、そのところを市民が自由に行き来できるようになってしまうのかどうか、そのへんのセキュリティー的なことはどのようにお考えなのかちょっとお聞かせください。

◎佐之井久紀委員長

消防本部次長。

●竜田博史消防次長

防災センター側と消防本部庁舎側の壁、それからドアの部分につきまして、このドアにつきましては常時、閉鎖という形で区分をさせていただいております。

災害時にはこの扉を開放して、両方が一体となって使えるようにというふうな考えの中で、このような形を設けさせていただいたということでございます。

◎佐之井久紀委員長

辻委員。

○辻孝記委員

分かりました。一応、区別されてるということで、ただ、研修等にいろいろ使われている中で当然、消防職員の方との連携等が要るとかそういった場合は、電話とか内線だけで扱いをされるということでよろしいのですか。

◎佐之井久紀委員長

危機管理課長。

●中居涉危機管理課長

防災センターの使用に関してですけれども、まだ今後どういうふうにして管理をしていくかにつきましては検討してまいりたいと思います。

一応、防災センターの運営管理の所管につきましては危機管理課で行わせていただい

て、実際には消防のほうにお願いするというようなことになろうかと思うのですが、細かいところについては今後ちょっと検討をさせていただきたいなというふうに考えております。

◎佐之井久紀委員長
辻委員。

○辻孝記委員

分かりました。そういった部分、セキュリティーのことですので、しっかりと対策を練っていただきたいなと。出入り口に関しましてはカメラ等の設置が必要であれば、考えていかなければいけないと思いますので、そのへんは今後検討していただきたいと思います。

それから用地の関係なのですが、先ほど財務省との関係で、購入しなければいけないという、借用ではできないということで、購入ということで、鑑定士のほうにお願いをしているというふうなお話がありました。

このへんはこちらが言うのおかしいのですけれども、現状を見て山林で見るとか宅地で見るとか、いろんな部分で評価というのは変わってくると思いますので、そのへんのところというのが、相手側とはどのような折衝をされておられるのかちょっとお聞かせ願えませんか。

◎佐之井久紀委員長
次長。

●竜田博史消防次長

財務省とは度々といいますか、今も折衝を行っております、財務省側の示された考え方というのは、用地の売買につきましては時価、現状の周辺の取り引きのというふうなところを加味しながらということをございまして、その中で、私共のほうの現在の道路法面であるとか、それからサブグラウンドであるというふうなところを加味していただきたいというふうな要望もしながら、鑑定を進めていくというふうなことをございます。以上です。

◎佐之井久紀委員長
辻委員。

○辻孝記委員

分かりました。折衝はしてもらっているということで、そのへんではかなり価格が変わってくるのかなと。当初は借用できるようなお話が、前に聞いた覚えがありましたものですから、お金が要るとなってくると相当な金額になろうかというふうに思いますので、

そのへんは少しでも財政的には楽な方向に取り組んでまいりたいというふうに思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

以上でけっこうです。

◎佐之井久紀委員長

他に御発言はございませんか。

宿委員。

○宿典泰委員

配置図をちょっと見せていただいております。

この国道23号のことなのですが、消防のほうで緊急に発進する時にこの交差点の前後というのが非常にスピードを出して通行されておる方がたくさんみえます。

その出場の時の事故の防止について何かお考えがあればお示しをいただきたいと思えます。

◎佐之井久紀委員長

次長。

●竜田博史消防次長

国道に関しましては現状でもかなりのスピードの通行量があることから、伊勢警察署のほうに御相談させていただきまして、津市のほうで実験的に行っているファーストという信号の、緊急車両が通行するときの信号管制システムというふうなものが、こちら側にできれば、導入していただけないかなというふうな御相談をさせていただいているところでございます。

まだ、津市のほうの実験の結果といいますか、検証のほうはまだ終わっておりませんし、それから予算もかかることですので、その取り扱いの方向というのもまだ回答はいただいておりますが、それが採用されれば非常に嬉しいこととございますし、また他の方法といたしましては、こちら側が緊急出動をするという時に、何らかの、この国道への表示というふうな形を設けた上で、それで気が付いていただけるかどうかというのはちょっと今、はっきりいたしませんけれども、そういうふうな方法も考えていきたいとそのように考えております。

◎佐之井久紀委員長

宿委員。

○宿典泰委員

対応としては考えておられるということですが。緊急車両ですから、一時も早くこの交差点を渡りたいということになるし、左折右折に関わらず、直進で来て大体、運転者というのは青色の読みをしていますから非常に飛ばしております。

今、言われるように途中で緊急車両の出動というようなことも表示をしていただくということになると、やっぱり安全確保が1番大事だと思いますので、その手当てだけよろしくお願ひしたいと思います。

それとちょっと確認をしたい。

私は都計審のほうでもちょっと申し上げたのですけれども、本来は交差点から消防庁舎の前を通っていくこのメインの道路については、倉田山球場との段差が正直これ2メートルくらいついでしまうのでしょうか。

ちょっと高さの表示がないので分かりませんが、ついでしまって外周に直接乗り入れができない、その代わり右のほうに何か迂回路的に回る道ができたということですが、左の上のほうの表示の車庫棟の上に、また上に進めるような表示がありますけれども、このあたりの図面的な説明をいただければなと思います。

◎佐之井久紀委員長
次長。

●竜田博史消防次長

このゾーンの道路の関係につきましては、国道交差点から球場に向かったこの道路と、それから球場の周回路の部分というのは、球場の周回路のほうが約2メートル程度の高さがございます。

そしてこの道路から左の方向へということで、道が一部、途中で消えて描いてございますけれども、これは現在の道としてあるわけなのですけれども、再整備をしていただいて松尾観音寺の横の所へ抜けて行けると、そういうふうな形状となっております。

そしてこの図面の駐車場の右手の外側のほうですけれども、通常時におきましては歩行者専用という形でバリアを設けて、緊急時には連携を設けるという意味で車両が通行できる幅というふうに考えております。以上でございます。

◎佐之井久紀委員長
宿委員。

○宿典泰委員

分かりました。

防災ということから中心に考えられておりますけれども、実際は、御承知のように倉田山球場のリニューアルによって、たくさんの方に来ていただきたいという思いも片方ありますので、そのあたりの配慮もよろしくお願ひしたいと思います。

最後ですけれども、実際にこれは総務委員会の中でかかっている、これから入札も行われ進んでいくのだらうと思いますけれども、いったん何か設計、また土木工事のほうの金額というようなことも明示されました。

最終的に我々、こういう図面も見せていただきながら、また建物の概略ですけれども図面も見せていただきながら進むと、この土地の評価によっても随分、金額が変わって

るのだろうなという思いもあるのですけれども、全体としての計画というのはどの程度のことになるのか、ちょっとお示しをいただければありがたいかなと思います。

◎佐之井久紀委員長
建築住宅課長。

●中上雅弘建築住宅課長

私のほうから、建物に関係する部分を中心になろうかと思えますけれども、現在考えております概算予算のほうを言わせていただきます。

まず建築工事につきましては、資料にも付いてございます、鈴鹿消防の平米単価等を参考とさせていただきます、現在の計画、6,100 平米で当てはめさせていただきますと、工事費といたしまして約 16 億 7,000 万円程度を予定しております。

その他委託費、役務費等、それと先ほどの附帯施設等を含めまして、この施設の部分といたしまして総額で約 20 億円を想定をしているところでございます。

以上でございます。

◎佐之井久紀委員長
宿委員。

○宿典泰委員

そうしますと、そこには土木工事の費用とか、あとこの後ろのほうに付けていただいているいろんなコーナーがありましたよね。体験コーナーというのかな。

そのあたりのこととか、土地の評価はこれからの話としても、大体どれぐらいの予定になるのか財政のほうで分かれば教えて欲しいのですけれども。

◎佐之井久紀委員長
建築住宅課長。

●中上雅弘建築住宅課長

すみません、先ほどの金額の中の大体の明細をお話させていただきますと、建築工事分と委託料と役務費、それと附帯施設で太陽光、自家発電、自家給油所、耐震性貯水槽、それと先ほど委員のほうからお話ございました体験コーナーを今のところ、約 1 億円ということで想定をいたしまして、それも含めて総額 20 億ということでお話をさせていただいたところでございます。

◎佐之井久紀委員長
宿委員。

○宿典泰委員

先ほど来からもありますけれども、やはり国の土地ということで時価という話がありました。時価というと1番怖い話だと思うのですが、全体の20億円云々というところも、やはり最新のもので安く手に入るように、当局側でやっぱり御苦労いただいて、良いもので安くというのはなかなか注文の仕方が難しいのですが、そういう形でごんばっていただきたいなと思いますので、そのことだけ申し上げておきます。

◎佐之井久紀委員長
他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長
浜口委員。

○浜口和久委員

1点だけなのですが、先ほども緊急な状況の中で出て行ってもらうので、道路の信号の部分、これだけは警察のほうともしっかりお話をさせていただいて、すぐに出動しやすいような状況を作っていただきたいのですが、この図面なのですが、この図面に関わる部分で例えば言いますと、実際に活動、消防隊員の人、動いていただく方、この方たちの意見はこの中にちゃんと入っていますか。1番、動線が気になって仕方がないので、隊員の方たちの意見がこの図面の中にしっかり入っているかどうか、その1点だけすみませんが。

◎佐之井久紀委員長
次長。

●竜田博史消防次長

この設計業務委託の中におきまして、職員側のワーキンググループというものをつくりまして、幅広い層で構成をいたしました。

そして、その取りまとめとして建築住宅課さんも入っていただいた中で、設計業者と打ち合わせてこのような形にまとめてきたところでございます。以上でございます。

◎佐之井久紀委員長
それでは自由討議があればひとつお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長
御発言もないようですので「消防本部庁舎及び防災センターの整備その後の経過」に

つきましては、この程度で終わります。

〔入札契約制度について〈報告案件〉〕

◎佐之井久紀委員長

次に、報告案件でございますが、入札契約制度についてを議題とします。
当局説明してください。管財契約課長。

●水谷誠管財契約課長

それでは、入札契約制度について御説明申し上げます。

伊勢市の工事の落札率につきましては、現時点で工事全体の平均で約 82 パーセントとなっております。国や三重県と比較しますと、国、三重県の落札率は約 84 パーセントから 85 パーセントで、およそ 2 から 3 パーセント程度、伊勢市の落札率のほうが低い状況となっております。

この低価格での入札は下請け業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を招くおそれがあると懸念されておりますことから、工事品質の確保、業者の資質向上、健全経営の推進を目的といたしまして、現行の入札契約制度の見直しを図るものでございます。

改定案の主な内容でございますが、(1)の「最低制限価格制度の改定」では、現行では有効札の最低価格から 1 割、最高価格から 1 割の個数を除いた札の平均額の 90 パーセントで算定していたものを、有効札のうち、予定価格の 80 パーセント以上の札の最低価格から 8 割の個数の札の平均額の 95 パーセントに変更をしようとするものでございます。

また最低制限価格の算出対象となる有効札が 3 以下となった場合は、最低制限価格を予定価格の 75 パーセントに引き上げようとするものです。

この見直しにつきましては、予定価格の 80 パーセントを品質確保の 1 つの基準とし、それ以上の札をもって最低制限価格の算定を行うこと、また最低制限価格を予定価格の 70 パーセントを 75 パーセントとして、落札率の底上げを行おうとするものでございます。

現時点での伊勢市では、大規模な工事に比べ比較的規模の小さい工事は最低制限価格付近での落札が多くみられることから、今回の改定により、比較的規模の小さい工事の落札率が上がり、それに伴い工事全体の落札率の向上が図れ、国や三重県の落札率の現状と同程度になるものと考えております。

なお最低制限価格の設定範囲に関しましては、伊勢市契約規則で規定しております予定価格の 70 から 90 パーセントは、現行のとおりといたします。

次に(2)の「予定価格の事後公表の試行範囲の拡大」でございます。

平成 23 年 6 月から事業者の積算能力の向上を図るとともに、適切な積算をしない低価

格での入札を排除するため、建設工事で設計金額が5,000万円以上、測量・設計業務等で設計金額300万円以上のものについて、業種ごとに3分の1の工事等を対象に事後公表の試行を行っております。

この制度を取り入れたことにより、最低制限価格でのくじ引きの件数が減少するなど一定の効果が認められることから、引き続き試行を行っていくこととしますが、試行の範囲を拡大し、設計金額を建設工事で3,000万円以上、測量・設計業務等で130万円以上に改めていくものです。

なお対象とする件数は、しばらくの間は業種ごと3分の1のままとします。

続いて(3)の「入札スケジュールの変更」についてです。裏面を御覧ください。

現行では開札日前週の金曜日が入札提出期限となっていることから、入札後、開札結果まで時間がかかるとの御意見をいただいておりますことから、入札期限日を開札日の前日の月曜日に変更し開札までの日数を短縮するものです。

なお開札につきましては変更せず、現行のとおり火曜日の午前9時から順次行います。

このことにより入札提出期限日まで3日間の余裕ができ、より詳細な見積・積算ができるものと考えております。

最後に施行期日でございますが、入札システム等の改修や事業者への周知期間が必要でございますので、本年の6月1日から実施するよう予定しております。

以上、入札契約制度について御説明申し上げました。よろしく御願い申し上げます。

◎佐之井久紀委員長

この案件は報告事項でございますが、特に御発言がございましたらお願いいたします。御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

発言なしということでございます。自由討議の申し出がありましたら許可いたしますが御発言ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

発言もないようでございますので「入札契約制度」につきましてはこの程度で終わります。

【伊勢市史近世編の刊行と市史編さん事業の完結について《報告案件》】

◎佐之井久紀委員長

次に、これも報告案件ですけれども「伊勢市史近世編の刊行と市史編さん事業の完結について」を議題とします。

当局、説明をお願いします。総務課副参事。

●椿秀樹総務課副参事

それでは5番「伊勢市史近世編の刊行と市史編さん事業の完結について」を御説明申し上げます。

資料5を御高覧賜りますようお願いいたします。

1番、第3巻「近世編」の刊行でございます。

本巻を来る平成25年2月20日の日付で発刊することとなりました。

今回発刊いたしますのは、全8巻中第8回配本でございます、本巻が完結巻となります。

規格は、A5判で950ページとなります。

発行部数は900部で、内600部を寄贈等に充てまして、残り300部が販売となります。

なお本巻は、計画では平成22年度の刊行を予定していたものでございますが、原稿執筆の遅れ等のため23年度からの繰越明許を行って、ほぼ2年遅れてこのほど刊行に至ったものでございます。

次に2番、市史編さん事業の完結についてを御説明させていただきます。

第3巻「近世編」の発刊によりまして、市史全8巻が刊行し終えることとなり「市史編さん事業」は完結となります。

今次の「市史編さん事業」は平成11年度に事業を開始いたしましたが、それ以降に市町村合併や行財政改革によりまして「編さん大綱」の変更がございまして、巻構成や編さん期間などを大きく見直しました。

この結果、平成23年度までの全巻刊行を目指しておりましたが、先に御説明いたしましたような経過もございまして、やむを得ず期間を1年間延長いたしまして、編さん作業を続けていたものでございます。

この間、議会の皆様方にも御心配と御迷惑をおかけしておりましたが、寛大な御理解と御協力によりまして刊行できましたことに、改めてお詫びと御礼を申し上げます。

なお14年間の総事業費は約3億9千6百万円でございます。

また各巻の刊行の経過につきましては、資料記載のとおりでございます。

最後に3、今後の取り組みについてでございますが、今次の「平成の『伊勢市史』編さん事業」は、これをもちまして幕を下ろすこととなります。

ただ、市史編さん事業はただ本を刊行するだけではなく、市史を生涯学習や学校教育の教材など様々な方面で利活用していくことが必要かと考えます。

つまり、刊行したから事業が終了ということではなく、そこから新たな始まりとも言えます。

また同時に、市史編さんの過程で市内各所から多くの史資料が蒐集・発掘されました。

これも事業の大きな成果であり、これらを文化的財産として後世に残し、調査研究資料として整理・保存・活用・公開していくことも大切な作業かと考えます。

これからも常に資料の発掘はあり、歴史の調査・研究事業は途切れなく続けられて行くものだと思います。今後も伊勢市の文化向上のために、さらに次期の『伊勢市史』の刊行に備えて、関係部署にこうした業務を引き継いでまいりたいと考えております。

以上、御報告申し上げました。よろしくお願ひ申し上げます。

◎佐之井久紀委員長

報告事項でございますが特に御発言があったらお願いいたします。御発言はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

自由討議はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

御発言もないようですので「伊勢市史「近世編」の刊行と市史編さん事業の完結」につきましては、この程度で終わります。

暫時休憩します。

休憩 午後 3 時 55 分

再開 午後 3 時 56 分

◎佐之井久紀委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

[管外行政視察について]

◎佐之井久紀委員長

今度はどうですか、管外行政視察についてひとつ御協議をお願いいたします。

この件につきましては、まず平成 25 年度の管外行政視察について、実施をするか否かということをお諮りをしたいと思ひます。

御発言はありませんか。

浜口委員。

○浜口和久委員

行政課題もありますので管外行政視察実施する方向でお願いをしたいと思います。

○佐之井久紀委員

他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

浜口委員のほうから行政課題も多々あるので実施を是非したらどうかという、こういうご提案で、実施するというところで御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

それでは管外行政視察につきましては実施をするということで決定をいたしました。それではお諮りをいたします。

管外行政視察につきましては実施するというところでございますので、次に、視察の時期について協議をしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。いつ頃がよろしいでしょうか。御発言がございましたら。

3月議会の関係もありますし、これから行事日程も詰まってくるという関係もありますので、そこらへんも考慮してどなたか御発言がございましたらお願いいたします。

長田委員。

○長田朗委員

たとえば7月とか8月という和白石行事があるので無理ですね。

その後も御遷宮があるし例の改選もありますね、選挙も。

ということは逆算すると4月、5月あたりしかもうないのではないかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

◎佐之井久紀委員長

他どうですか、よろしいですか。

そうしたら今、長田委員のほうから、いろいろ日程的なことが先にあるということでございまして、時期の目途というのですか、いつ頃実施するかということもひとつ、正副委員長で調整させていただきたいと、こういうふうに私、思っておりますのでそれよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎佐之井久紀委員長

それでは正副委員長で調整をさせていただきます。

それから特に視察の目的、内容、視察先、目的があつて先があるわけですが、そういうところで特にという御意見がございましたら、ひとつ出していただきたい。

これは後で正副委員長へひとつ、御希望があれば、是非というようなことがあれば提案してください。

暫時休憩します。

休憩 午後 3 時 59 分

再開 午後 3 時 59 分

◎佐之井久紀委員長

それでは休憩前に引き続き会議を開きます。

スケジュールは今、出していただいたとおりでございますが、常任委員会ですので視察目的が継続調査案件以外ということになりますと、本会議で継続調査案件とするという議決をいただかなければなりませんので、そこらへんもひとつお含みをいただきたいということになります。

以上で協議願います案件は全て終わりましたので、これをもちまして総務政策委員協議会を閉会いたします。

長時間御苦労さんでございました。

閉会 午後 4 時 00 分